

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 環境課

不利益処分の内容		特定事業の許可の取消し等
根拠法令等及び条項		土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第28条
処分基準	根拠条項	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第28条
	参考事項	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 令和7年4月1日最終変更
	【 基 準 】 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (許可の取消し等) 第28条 市長は、第10条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。 (1) 第8条第2項の規定による命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第10条、第17条第1項又は第26条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第10条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。 (4) 第15条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。 (5) 第16条(第17条第5項及び第26条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。 (6) 第17条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。 (7) 第18条から第23条までの規定に違反したとき。 (8) 前条第1項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第15条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。 (9) 次条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定により第10条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について次条第2項又は第3項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置を講じなければならない。	